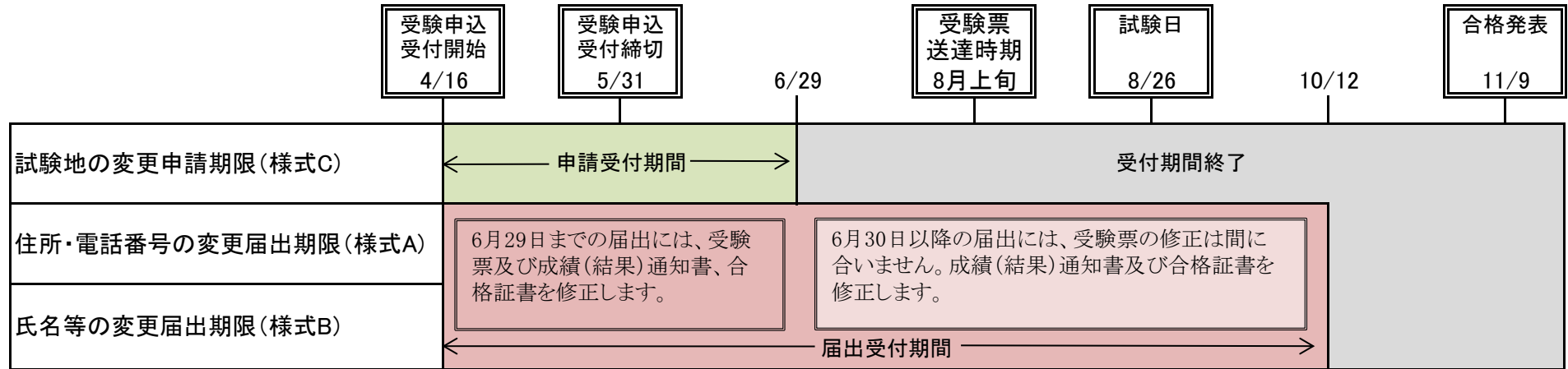


届出・申請の修正可能期限のスケジュール表

平成30年4月13日現在



<留意事項>

- (1) 「氏名」が変更となり、受験票の修正が間に合わなかった場合には、試験日当日は「変更届出前の氏名」で受験していただきます。
(試験日から10月12日の届出期限の間に氏名の修正を行い、成績(結果)通知書及び合格証書に反映します。)
- (2) 社会保険労務士試験合格後、登録申請時に「氏名」が変更となった方は、登録申請の3か月以内に発行された個人事項証明書(戸籍抄本・原本)又は改製原戸籍が必要です。
- (3) 受付期間終了後の届出は必要ありません。